

令和 6 年度 教職員の体罰、不適切な言動及びセクシュアル・ハラスメントに関する調査結果について

教職員課

1 体罰、不適切な言動、セクシュアル・ハラスメントの考え方

(1) 体罰

「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）」（18 文科初第 1019 号）における「学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」による。

(2) 不適切な言動

児童生徒への優位性を背景に、適正な指導の範囲を超え、児童生徒に対し著しく精神的な苦痛を繰り返し与えるもの

- ① 児童生徒の人格や人権への配慮を欠いた言動
- ② 高圧的・威圧的な指導に終始した言動
- ③ 発達段階への適切な配慮を欠いた言動

(3) セクシュアル・ハラスメント

教職員が児童生徒を不快にさせる「性的な言動」を行うことをいう。この「性的な言動」とは、性的な関心や欲求に基づく言動を指す。また性別により役割分担すべきとする意識が根底にあることに基づく言動も含まれる。

2 調査期間及び内容

体罰・不適切な言動調査期間

(1) 第 1 次調査

- ① 期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 1 2 月 3 日まで
- ② 内容 保護者、児童生徒、教職員へのアンケート

(2) 第 2 次調査

- ① 期間 令和 6 年 1 2 月 4 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで
- ② 内容 第 1 次調査以降、学校が把握した事案や児童生徒、保護者から訴えのあった事案を令和 7 年 3 月 3 1 日まで随時報告

セクシュアル・ハラスメント調査期間

(1) 第 1 次調査

- ① 期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 1 2 月 3 日まで
- ② 内容 教職員へのアンケート

(2) 第 2 次調査

- ① 期間 令和 6 年 1 2 月 4 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで
- ② 内容 第 1 次調査以降、学校が把握した事案や児童生徒、保護者から訴えのあった事案を令和 7 年 3 月 3 1 日まで随時報告

3 調査上の配慮事項

- (1) アンケートについては、Google フォームのアンケート機能を活用した調査方法に変更した。回答は、浜松市教育委員会が集約し、結果を各校に通知した。
- (2) 所属学年・学級、氏名については、自由記載としたが、任意の記載欄を設定し、記載できるようにした。
- (3) Google アカウントと回答の紐づけを行わないことで、匿名性を確保した。

4 調査結果

(1) 体罰について

① 体罰の件数 (件)

年度	小学校	中学校	高等学校	計
R4	43	15	0	58
R5	26	19	0	45
R6	23	9	0	32

② 体罰の発生の場面 ※高等学校においては、報告件数が0であったため割愛 (件)

年度	授業中		放課後		休み時間		部活動		H R		その他		計	
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中
R4	28	2	2	1	9	5	1	3	1	0	2	4	43	15
R5	15	3	1	3	7	5	0	6	0	2	3	0	26	19
R6	11	3	0	0	8	2	0	2	1	1	3	1	23	9

③ 体罰の発生の場所 ※高等学校においては、報告件数が0であったため割愛 (件)

年度	教室		職員室		運動場・ 体育館		教材室・ 生徒指導室		廊下・ 階段		その他		計	
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中
R4	24	4	0	0	11	5	0	0	5	3	3	3	43	15
R5	17	6	0	0	7	6	0	0	1	4	1	3	26	19
R6	16	4	0	0	3	2	0	0	3	2	1	1	23	9

(2) 不適切な言動について

① 不適切な言動の件数 (件)

年度	小学校	中学校	高等学校	計
R4	26	20	2	48
R5	46	41	0	87
R6	42	17	2	61

② 不適切な言動の発生の場面 (件)

	授業中		放課後		休み 時間		部活動			学校行事			H R		その他			計		
	小	中	小	中	小	中	小	中	高	小	中	高	小	中	小	中	高	小	中	高
R4	22	8	0	1	0	2	0	9	2	0	0	0	1	0	3	0	0	26	20	2
R5	33	18	0	3	2	2	0	10	0	0	0	0	2	1	9	7	0	46	41	0
R6	30	8	0	1	7	1	1	4	0	0	0	1	2	3	2	0	1	42	17	2

③ 不適切な言動の発生の場所 (件)

年度	教室		職員室		運動場・ 体育館			教材室・ 生徒指導室		廊下・ 階段		その他			計		
	小	中	小	中	小	中	高	小	中	小	中	小	中	高	小	中	高
R4	21	12	0	0	1	7	2	0	0	3	3	1	1	0	26	23	2
R5	35	18	0	1	12	0	0	0	0	0	1	9	9	0	46	41	0
R6	30	12	0	1	4	3	0	0	0	4	0	4	1	2	42	17	2

(3) セクシュアル・ハラスメントについて

① セクシュアル・ハラスメントの件数 (件)

年度	小学校	中学校	高等学校	計
R4	1	3	0	4
R5	2	6	0	8
R6	0	1	0	1

② セクシュアル・ハラスメントの発生の場面※高等学校においては、報告件数が0であったため割愛(件)

年度	授業中		放課後		休み時間		部活動		学校行事		H R		その他		計	
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中
R4	1	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	3
R5	1	1	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	2	2	6
R6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1

③ セクシュアル・ハラスメントの発生の場所※高等学校においては、報告件数が0であったため割愛(件)

年度	授業中		放課後		休み時間		部活動		学校行事		H R		その他		計	
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中
R4	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	1	3	1	3
R5	2	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	2	6	2	6
R6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1

5 本市のこれまでの取組

(1) 通知文の送付

① 【令和6年 4月30日】「倫理研修の実施について(通知)」(教職員課)

② 【令和6年 7月 9日】「体罰・不適切な言動及びセクシュアル・ハラスメントの根絶に向けた取組について(通知)」(教職員課)

③ 【令和6年11月14日】体罰:「体罰根絶に向けた取組の徹底について(通知)」(25 文科初第574号<平成25年8月9日>)

④ 【令和6年11月14日】体罰:「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について(通知)」(18 文科初第1019号<平成19年2月5日>)

※ ③④は体罰調査依頼通知に合わせ、毎年各校へ送付し周知している。

⑤ 【令和6年11月14日】セクハラ:「子供たちを児童生徒性暴力等から守り抜くために～全国の学校関係者の皆様へ～」(文部科学大臣 令和5年10月20日)

⑥ 【令和6年11月14日】セクハラ:「資料:不適切な言動・セクシュアル・ハラスメントと判断される行為やそれにつながる行為」(教職員課 令和4年)

※ ⑤⑥はセクシュアル・ハラスメント調査依頼通知に合わせ、毎年各校へ送付し周知している。

(2) 教職員課による学校訪問

校長面談や教頭面談を行い、各学校における取組状況や今後の方策について確認し、体罰、不適切な言動、セクシュアル・ハラスメントの根絶について、教職員への指導の徹底を依頼。また、体罰、不適切な言動、セクシュアル・ハラスメントが指摘された教諭等について、必要に応じて、教職員課担当が学校に出向いて授業参観等を実施。

(3) 研修会等

- ① 【令和6年 4月10日】臨時校長会議における管理職への注意喚起
 - ② 【令和6年 8月 8日】校長倫理研修会において、スクールロイヤーを招いての事例研修の実施
 - ③ 【令和7年 1月24日】臨時校長会議において、浜松市教職員の懲戒処分に関する基準の一部改正と倫理研修確認チェックシートの活用方法について説明
- ※ 倫理研修確認チェックシートについては、全職員が記入して浜松市教育委員会に提出
- ④ 初任者研修や職務別研修等において、教職員の意識を高めるために教職員課の担当者が注意喚起を実施

(4) 管理職による継続した指導

- ① 全教職員との面談及びコンプライアンスセルフチェックシートを活用した倫理研修を各校で実施。
- ② 各校において、具体的事例を基に体罰等の防止について考える「ケースメソッド研修」を実施。
- ③ セクシュアル・ハラスメント状況調査時に「資料：不適切な言動・セクシュアル・ハラスメントと判断される行為やそれにつながる行為」を使つての確認と倫理研修を実施。
- ④ 体罰・不適切な言動調査、セクシュアル・ハラスメント調査の分析と総括を各校で管理職が実施。

6 令和7年度における取組（計画）

《新規》

- (1) 「教職員による児童生徒性暴力等が発生した場合の初動マニュアル」と説明資料をグループウェア内に格納。第2回校長会議の折に説明し、各校において研修を実施。

《拡充》

- (2) 各校において、第1回目の倫理研修を6月13日までに実施（コンプライアンスセルフチェックシートの活用）。本年度から、重点項目を設定。
- (3) 7月31日に静岡大学塩田教授を講師に迎え、校長倫理研修会を実施。研修内容を生かした校内研修の実施を指示。

《継続》

- (4) 体罰、不適切な言動、セクシュアル・ハラスメントの根絶に向けた通知文送付の際、具体事例をあげることで、偶発的な事案であっても児童・生徒・保護者のとらえ方によっては、体罰、不適切な言動、セクシュアル・ハラスメントとして受け取られることがあるという認識がもてるようにするとともに、適切で丁寧な対応を行っていけるよう啓発。
- (5) 全校への学校訪問を行い、校長面談や教頭面談を通して、各学校における取組状況や今後の方策について確認。勤務サービス（不祥事根絶）について、再度伝えるとともに、体罰、不適切な言動、セクシュアル・ハラスメントの根絶について全教職員へ指導の徹底を依頼。
- (6) 管理職による教職員面談時に、体罰・不適切な言動調査、セクシュアル・ハラスメント根絶のための指導を実施。
- (7) 初任者研修や職務別研修等において、教職員課担当者による注意喚起の継続実施。
- (8) 複数回体罰・不適切な言動等を行った教職員に対して、必要に応じた個別研修を実施。